

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成29年 3 月 30 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 5 号

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例
の一部の施行期日を定める規則

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例（平成28年大阪広域水道企業団条例第11号）第 2 条の規定の施行期日は、平成29年 5 月 30 日とする。